

_____ JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. _____

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社の 太陽光発電所ファンド(エコロジー・トラスト・ボンド Ga)の グリーンファイナンス・フレームワークに Green 1(F)を付与

発行体 : 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
評価対象 : 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
太陽光発電所ファンド(エコロジー・トラスト・ボンド Ga)
グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価(資金使途)	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

三菱 UFJ 信託銀行株式会社は、1927年に創業し、2005年に三菱信託銀行と UFJ 信託銀行が合併して成立した、三菱 UFJ フィナンシャル・グループの中核企業である。三菱 UFJ 信託銀行が属している三菱 UFJ フィナンシャル・グループは、持株会社の傘下に三菱 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券等の金融子会社を有する総合金融グループであり、グループの総連結資産は国内最大の規模を有している。

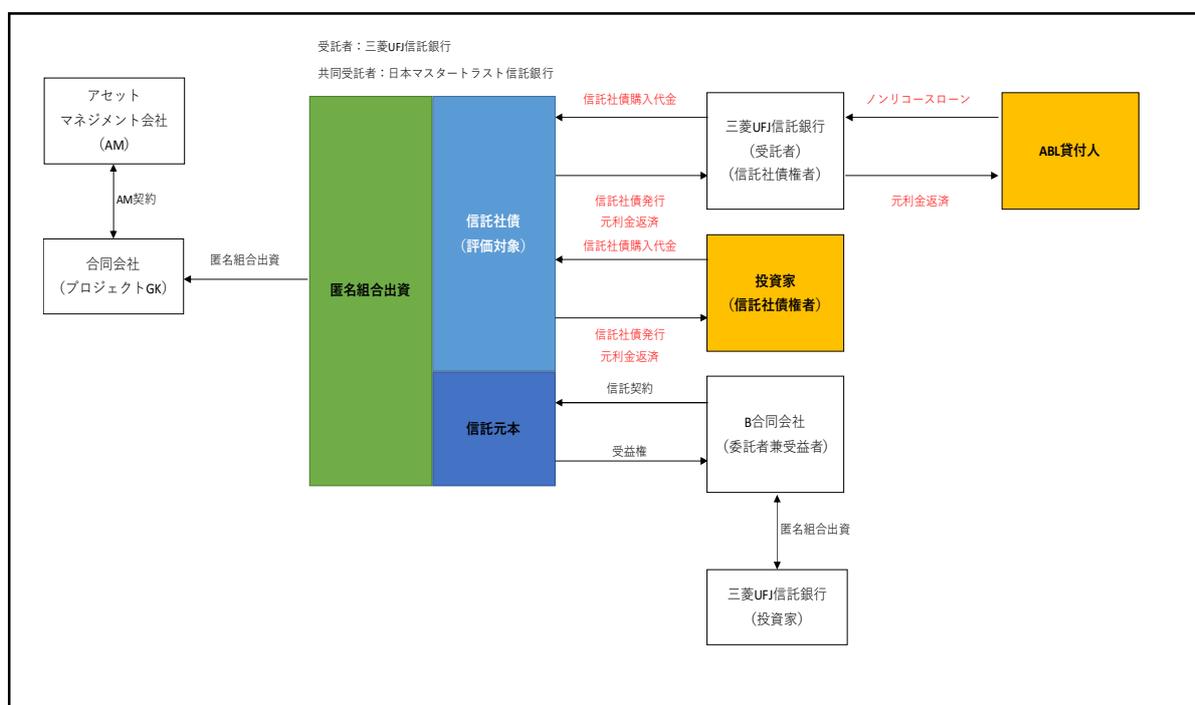
三菱 UFJ フィナンシャル・グループは、グループとして環境・社会課題解決と持続的成長の両立をめざし、2021年4月に経営ビジョンを「MUFG Way」として改称し「存在意義(パーパス)」、「共有すべき価値観(バリューズ)」および「中長期的に目指す姿(ビジョン)」の3つを定めた。グループでは「存在意義」のスローガンである「世界が進むチカラになる。」を起点として、世の中の期待と三菱 UFJ フィナンシャル・グループの事業領域との親和性の両面から、マテリアリティとして優先的に取り組むべき10の「環境・社会課題」を特定している。また、同時期に、グループとして持続可能な社会の実現、そしてSDGsの達成への貢献のため、2019年度から2030年度までに累計35兆円(内、環境分野で18兆円)のサステナブルファイナンスの実施をめざす、「サステナブルファイナンス目標」を掲げた。さらに2021年5月には上記「存在意義」に基づいた具体的な行動計画を基に2050年までに投融资ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ、および2030年までに当社自らの温室効果ガス排出量のネットゼロを達成すると

いう「MUFG カーボンニュートラル宣言」を掲げるなど、急速に環境・社会に対する取組みを強化している。

三菱UFJ信託銀行においても、グループにおける環境問題を中心としたESGへの課題解決について、上記の「MUFG Way」や、優先的に取り組むべき10の「環境・社会課題」、グループの環境方針である「MUFG 環境方針」および「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」への取組みを行っている。サステナビリティ活動については、経営企画部 企画グループが自行の取組みを統括しているほか、持株会社と同様に経営会議およびサステナビリティ委員会を有し、サステナビリティに関する議論を行っている。

さて、今般の評価対象は、三菱UFJ信託銀行が組成する太陽光発電所ファンドに組み入れる予定の既往および建設中の太陽光発電設備の設備投資資金、もしくは設備投資資金のリファイナンスのために設定する信託社債および信託社債 ABL に対するグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。

(図表1：本件スキーム)



(引用元：三菱UFJ信託銀行 商品説明資料より)

三菱UFJ信託銀行が本フレームワークで設定した適格クライテリアは太陽光発電設備であり、日本の温室効果ガス削減目標の達成や気候変動対策の一環として捉えられることに加えて、エネルギーの地産地消を通じた地域の持続的な発展にも資する取り組みであると評価している。また、本フレームワークで記載しているプロジェクトの選定プロセス、資金管理体制、実行後のレポート体制についても適切であり、透明性が高いと評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を“Green 1(F)”とした。

また、本フレームワークは国際資本市場協会（ICMA）が策定した「グリーンボンド原則¹」、ローンマーケット協会（LMA）、アジア太平洋ローンマーケット協会（APLMA）およびローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）が策定した「グリーンローン原則²」、環境省による「グリーンボンド

¹ グリーンボンド原則 2021 年版
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>
² グリーンローン原則 2021 年版

ガイドライン³」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン⁴」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

³ グリーンボンドガイドライン 2020 年版

[https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf\(p.14-47\)](https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf(p.14-47))

⁴ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版

[https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf\(p.48-89\)](https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf(p.48-89))

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークから実行されるグリーンファイナンスの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

資金使途の概要

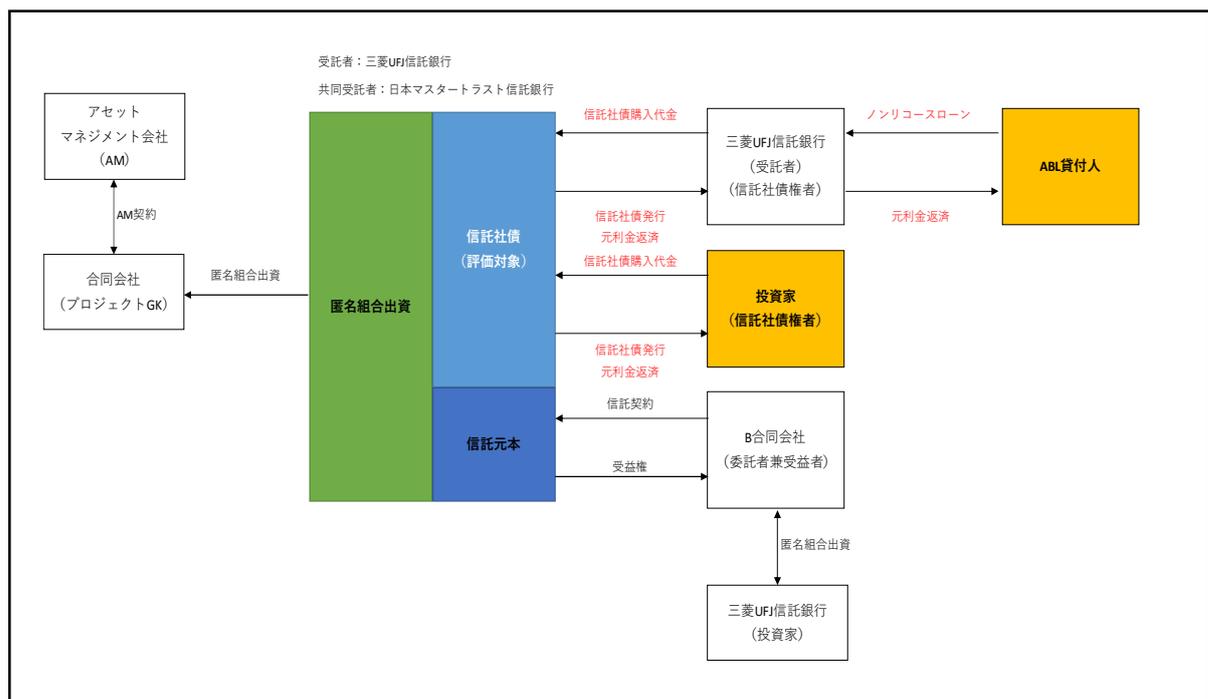
a. プロジェクトの環境改善効果について

三菱UFJ信託銀行は、脱炭素社会の実現、安定的なエネルギー源という大きな社会課題に対して、再生可能エネルギーを軸とした地産地消電気のエコシステム作りを行うことを目的として、「エコロジー・トラスト・ボンドGa」という太陽光発電所ファンドを組成している。本フレームワークの評価対象は、三菱UFJ信託銀行が太陽光発電所ファンドに組み入れるための太陽光発電設備への設備投資資金またはそのリファイナンスである。

<資金使途にかかる本フレームワーク>

三菱UFJ信託銀行は本フレームワークにおいて、信託社債および信託社債を裏付けにしたABL（信託社債ABL）によって資金調達することを定めている。信託社債および信託社債ABLで調達した資金は、太陽光発電所を保有している合同会社（プロジェクトGK）への匿名組合出資として、充当が行われる。

（本件スキーム再掲）



(引用元:三菱UFJ信託銀行 商品説明資料より)

上記図表のうち、信託社債および信託社債を裏付けとした ABL により調達した資金が本フレームワークの評価対象である。

なお、信託社債および信託社債 ABL にて調達した資金の資金使途およびその適格性基準について、本フレームワークでは以下の通り定めている。

【資金使途の概要】

当社が組成予定の太陽光発電所ファンドに組み入れを予定している既往および建設中の太陽光発電設備（当社の保有物件）の設備投資資金、もしくは設備投資資金のリファイナンス資金

【適格性基準】

資金充当対象プロジェクトは、当社の審査基準に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすものとする。

- 対象設備が日本国内に存在していること
- 対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること
- 対象設備の建設・設置にあたり、周辺住民へ周知していること
- 太陽光発電所の取得が、関連グリーンファイナンスの実施日から遡って36ヶ月以内に実施されたものであること

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークに記載の資金使途は、グリーンボンド原則、グリーンローン原則における「再生可能エネルギー」、環境省のグリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドラインに例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画によると、2050年の「カーボンニュートラル宣言」、2030年度のCO₂排出量46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、再生可能エネルギーの分野においては、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。

(図表 2 : 2030 年度におけるエネルギー需給について)

		(2019年 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成 発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%* <small>※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。</small>
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1% (再エネの内訳)
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2%
			太陽光 14~16% 風力 5% 地熱 1% 水力 11% バイオマス 5%

(引用元：資源エネルギー庁「第6次エネルギー基本計画の概要」)

同計画において、再生可能エネルギーは2030年度の主力電源として位置付けられており、再生可能エネルギーの中で太陽光発電は最も大きな発電割合を占めている。既に太陽光発電は国土面積当たりの設備導入容量が世界一となるなど、日本の再生可能エネルギーの主力として世界第3位の累積導入量となっている。また、自家消費や地産地消を行う分散型エネルギーリソースとして、地域におけるレジリエンスの観点でも活用が期待され、更なる導入拡大が不可欠である。

導入拡大に向けた政策対応として、太陽光発電においては、上記の通り再生可能エネルギーの主力として導入が進み、国土面積当たりの導入容量が世界一である一方で、地域と共生可能な形での適地の確保、更なるコスト低減に向けた取組、出力変動に対応するための調整力の確保や出力制御に関する系統ルールの変更の見直し、立地制約の克服に向け更なる技術革新が求められている。国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされている。

三菱UFJ信託銀行が本フレームワークに沿って太陽光発電所ファンドを組成し、太陽光発電設備への設備投資資金を資金用途としていることは、投資家に投資機会を提供すると同時に、日本のエネルギー政策にも沿った取り組みであるとJCRでは評価している。

以上より、三菱UFJ信託銀行が本フレームワークにおいて定めた太陽光発電所ファンドの資金用途は、グリーンボンド原則およびグリーンローン原則における「再生可能エネルギー」、環境省のグリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに例示されている「再生可能エネルギーに関する事業」に該当し、高い環境改善効果が期待されると評価している。

b. 環境に対する負の影響について

三菱 UFJ 信託銀行では、本フレームワークに基づき、太陽光発電所ファンドに組み入れる発電所について、以下の通り環境に対する負の影響を特定し、対策を行っている。

【グリーンプロジェクトが環境に与えるネガティブな影響とその対処方法】

1. 想定されるリスク

- 太陽光発電設備の設置に伴う環境および地域へのネガティブインパクト

2. リスク緩和対応

- 森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守（適用されるものにかぎる）
- 設備が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正法」に基づいて策定された、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を遵守していること
- プロジェクト開発にあたって地元住民に対し、周知していること

三菱 UFJ 信託銀行は、太陽光発電所ファンドに組み入れる予定の太陽光発電設備について、上記の通り法令に基づいて工事が行われたり、地域住民への周知が行われたりしていることを社内の実施部署であるフロンティア戦略企画部において調査するほか、第三者機関によるデューデリジェンスレポートなどを取り寄せて確認し、その後リスク管理部署においてリスク評価を行い、プロジェクトの取得可否を検討している。仮に環境に対してネガティブな影響が想定される場合は、是正措置または取得を取りやめるなどの取り扱いを行っている。

以上より、JCR は、三菱 UFJ 信託銀行が本資金使途の環境に対する負の影響を適切に特定・管理し、回避・緩和策を講じていることを確認した。

c. SDGs との整合性について

JCR は、本フレームワークを通じて実現されるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9. 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

評価フェーズ 2 : 管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

<本フレームワークに記載の長期ビジョンに立った投資方針>

当社が属している三菱UFJフィナンシャル・グループは、グループとして環境・社会課題解決と持続的成長の両立をめざし、優先的に取り組むべき10の「環境・社会課題」を特定しています。

2021年4月に、グループとして持続可能な社会の実現、そしてSDGsの達成への貢献のため、2019年度から2030年度までに累計35兆円（内、環境分野で18兆円）のサステナブルファイナンスの実施をめざす「サステナブルファイナンス目標」を掲げました。

環境分野におけるサステナブルファイナンスは、再生可能エネルギー、エネルギー効率改善、およびグリーンビルディングなどの気候変動の適応・緩和に資する事業と定義されています。

なお、当社では、長期資金の供給を社会的使命として、資産管理機能を併せ持つ「信託銀行」としての特性を活用したインフラ関連全般に関する幅広いビジネスの展開を目指しています。

今回の太陽光ファンドの組成は、当社グループのサステナブルファイナンス目標の達成に資するとともに、投資機会を提供することを通じ、当社の上記ビジネス展開の達成と日本の再生可能エネルギー普及に貢献するものと考えています。

<本フレームワークに対するJCRの評価>

三菱UFJ信託銀行が属する三菱UFJフィナンシャル・グループでは、2021年4月に、2019年度から2030年度までに累計35兆円のサステナブルファイナンスの実施を目指す「サステナブルファイナンス目標」を掲げて取組を進めており、三菱UFJ信託銀行においても、環境・社会・ガバナンス等のサステナビリティに関する取り組みを推進してきた。

三菱UFJ信託銀行では、今回の太陽光発電所ファンドの組成をサステナビリティに関する取組の一環として捉えており、気候変動問題に対処するための再生可能エネルギーの推進とともに、地域ごとの特性に応じたエネルギーの地産地消、地域のサステナビリティを高める取り組みとしても意義深いとJCRでは評価している。

以上より、本フレームワークで資金使途の対象としている太陽光発電所ファンドは三菱 UFJ フィナンシャル・グループの長期目標およびそれを受けた三菱 UFJ 信託銀行のサステナビリティに関する取り組みの双方に資する事業であると JCR では評価している。

b. 選定基準

三菱 UFJ 信託銀行が本フレームワークで資金使途の対象としている、太陽光発電所ファンドにおいて運営される太陽光発電設備の選定基準は、評価フェーズ 1 に記載の通りである。

JCR では、前述の選定基準について、投資家に再生可能エネルギーへの投資機会を提供すると同時に、エネルギー基本計画で明記された日本の 2030 年における再生可能エネルギーの数値目標の達成にも貢献する、意義深いプロジェクトが対象となっていると評価している。

c. プロセス

<選定プロセスにかかる本フレームワーク>

1. プロジェクト選定関与者

- 調達資金の使途となるプロジェクトは、当社のフロンティア戦略企画部の各担当者により適格クライテリアへの適合を検討し、評価および選定を実施。

2. プロジェクト選定プロセス

- 対象となるプロジェクトについて、当社の評価機関である投融資審議会等にて、総合的に分析・検討をした上で投資案件を決定。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークにおける太陽光発電所ファンドに組み入れる太陽光発電設備の選定プロセスは、上記のとおりである。

まず、調達資金の資金使途となるプロジェクトは、三菱 UFJ 信託銀行のフロンティア戦略企画部によって適格クライテリアへの適合状況が確認される。なお、適格クライテリアについては、リスク管理部署において承認・決定が行われている。

その後、第三者機関による太陽光発電設備に関する調査が実施され、フロンティア戦略企画部での検討結果と併せて、リスク管理部署において評価が行われる。その後、三菱 UFJ 信託銀行の投融資審議会において投資決定が行われる。

本選定プロセスにおいては、経営陣による関与・決定が行われており、適切であると JCR では評価している。

信託社債発行時には、信託社債への投資家に対して商品概要説明書等に本フレームワークを添付して投資家に配布が行われる。信託社債 ABL についても、金銭消費貸借契約書等に本フレームワークが添付されて貸付人に開示が行われる。以上から、投資家等に対する透明性は確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンファイナンスの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンファイナンスにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

1) 調達資金と資産の紐付方法

調達資金はあらかじめ選定されたそれぞれの太陽光発電所ファンドに全額紐付けられる。

2) 調達資金の追跡管理の方法

本信託契約書に基づく。

受託者は、当初信託金および本社債発行代わり金を前項に定める本匿名組合契約に基づく本事業者に対する当初の匿名組合出資の実行にかかる支払いに充当します。

3) 追跡管理に関する内部統制および外部監査

本スキームについては、本信託契約書に基づき運用される。また会計監査という観点から外部の監査法人に依頼予定。

4) 未充当資金の管理方法

調達資金の未充当は、本件スキーム上、起こらないものと思料。

なお、仮に太陽光発電所ファンド内の資産を売却した場合は、本信託契約書に基づき、当該期限前償還に係る信託社債の元本に係る未払いの経過利息の支払いとともに、未償還元本の全部又は一部の期限前償還を行う。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

受託者である三菱 UFJ 信託銀行が発行する本信託社債および本信託社債 ABL によって調達された資金は、プロジェクト GK への匿名組合出資を通じて、太陽光発電所ファンドの投資対象となる太陽光発電設備の取得資金または取得資金のリファイナンスに充当される予定である。

本信託社債および本信託社債 ABL によって調達された資金が太陽光発電設備の取得資金または取得資金のリファイナンスに充当されることは本太陽光発電所ファンドに関する信託契約書において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

本信託社債の発行から投資家に譲渡されるまでの取引は、信託契約書及び信託社債買受契約において明確に定められている。また、信託社債の受託者としての三菱 UFJ 信託銀行および ABL 貸付人との間でも、信託契約書、信託社債買受契約書および金銭消費貸借契約書において本信託社債の発行から、信託社債 ABL を通じた元利金の返済までのやり取りが明確に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられる。

なお、本信託社債の発行日に本信託社債および本信託社債 ABL によって調達した資金は、受託者である三菱 UFJ 信託銀行および共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行に対して支払われ、その後受託者および共同受託者から匿名組合出資として支払われることによって、全額がプロジェクト GK を通じて太陽光発電所ファンドが保有する予定の太陽光発電設備に関する取得費用または取得費用のリファイナンスに充当される予定である。また、資金充当の対象となっている太陽光発電所ファンド内の資産が本信託社債の最終償還日前に売却等がされる場合は、プロジェクト GK への匿名組合出資金ならびに本信託社債について、匿名組合出資契約および本信託契約において予め定められたウォーターフォールにしたがって、本信託社債の未償還部分の全部または一部の期限前償還が行われる。従って再充当の必要はないと判断される。

また、本スキームに係る資金の流れについては、外部の監査法人によって監査が行われるほか、本信託社債および本信託社債 ABL に関する書類については、プロジェクト終了後から 10 年に亘って保管される。

以上から、JCR では本太陽光発電所ファンドにおける資金管理についての妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して行われるグリーンファイナンスの実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティングにかかる本フレームワーク>

【資金の充当状況に関する開示の方法】

開示方法としては以下の内容を予定している。

- 資金の充当状況については最初のインパクトレポートにて全額を充当している旨を開示する予定。

なお、太陽光発電所ファンド内の資産を売却した場合は、本信託契約書に基づき、当該期限前償還に係る信託社債の元本に係る未払いの経過利息の支払いとともに、未償還元本の全部又は一部の期限前償還を行った上で、資産売却から出来るかぎり速やかに当社ウェブサイト上にて全額充当していることを開示予定である。

【インパクト・レポーティングの開示方法および開示頻度】

当社ウェブサイト上にて、一年に一度以上の開示を予定

【インパクト・レポーティングにおける KPI(key performance indicator)】

環境改善効果として以下のインパクト・レポーティングを予定している。

- ① 適格グリーンプロジェクトによって削減された CO₂ 排出量
(出力規格に基づく理論値)
- ② 適格グリーンプロジェクトによって発電された発電量 (出力規格に基づく理論値)

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

三菱 UFJ 信託銀行は、グリーンファイナンスで調達した資金の充当対象について、信託契約書で信託社債の投資家および信託社債 ABL の貸付人に開示を行うことを確認している。なお、太陽光発電所ファンド内の資産を売却した場合は、信託契約書に従い、売却部分について投資家への期限前償還が行われるため、未充当資金は発生しない。資産充当状況のレポーティングについては、後述する環境改善効果のレポーティングと同時にウェブサイトでの開示により行われる予定である。JCR では、上記の資金の充当状況にかかるレポーティングは適切であると評価している。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

三菱 UFJ 信託銀行は、環境改善効果にかかるインパクト・レポーティング項目として、本フレームワークに記載の内容をウェブサイトにて年次で開示することを予定している。レポーティング内容は、環境改善効果については具体的かつ定量的なデータを含むものである。JCR は本レポーティング計画に定める開示項目および開示頻度について、環境改善効果にかかる指標が十分開示される予定であり、適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

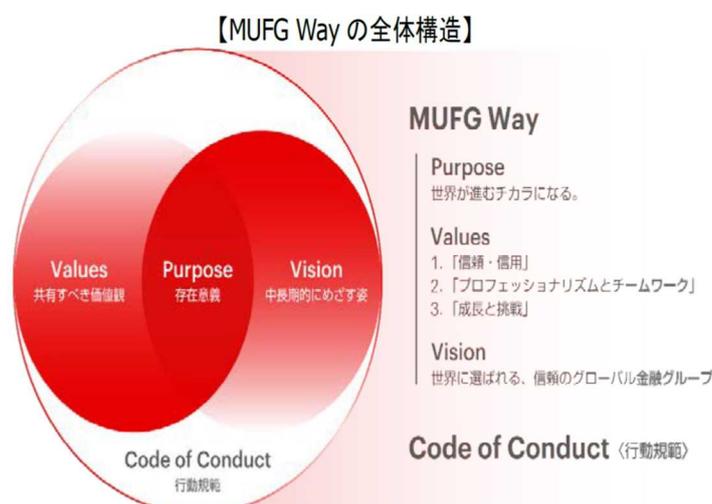
本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、グリーンファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 三菱 UFJ フィナンシャル・グループの環境に対する取り組み

三菱 UFJ フィナンシャル・グループは、グループとして環境・社会課題解決と持続的成長の両立をめざし、2021 年 4 月に経営ビジョンを「MUFG Way」として改称し「存在意義（パーパス）」、「共有すべき価値観（バリューズ）」および「中長期的に目指す姿（ビジョン）」の 3 つを定めた。グループでは「存在意義」のスローガンである「世界が進むチカラになる。」を起点として、世の中の期待と MUFG の事業領域との親和性の両面から、マテリアリティとして優先的に取り組むべき 10 の「環境・社会課題」を特定している。

(図表 3 : MUFG Way)



(引用元：三菱 UFJ フィナンシャル・グループ プレスリリースより)

(図表 4 : 優先的に取り組むべき 10 の「環境・社会課題」)



(引用元：三菱 UFJ フィナンシャル・グループ ウェブページより)

また、グループとして持続可能な社会の実現、そして SDGs の達成への貢献のため、2019 年度から 2030 年度までに累計 35 兆円（内、環境分野で 18 兆円）のサステナブルファイナンスの実施をめざす、「サステナブルファイナンス目標」を掲げた。これは、従来の目標である 20 兆円から上積みされたものである。2021 年 5 月には上記「存在意義」に基づいた具体的な行動計画を基に 2050 年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ、および 2030 年までに当社自らの温室効果ガス排出量のネットゼロを達成するという「MUFG カーボンニュートラル宣言」を掲げるなど、急速に環境・社会に対する取組みを強化している。

b. 三菱 UFJ 信託銀行の環境に対する取組み

三菱 UFJ 信託銀行では、上記の三菱 UFJ フィナンシャル・グループにおける取組にあわせて、「MUFG Way」や、優先的に取り組むべき 10 の「環境・社会課題」、グループの環境方針である「MUFG 環境方針」および「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」への取組みを行っている。

サステナビリティ活動については、これまで三菱 UFJ 信託銀行の取組みは経営企画部内にあるサステナビリティ企画室が行ってきたが、この機能を経営企画と一体化して強化する目的で同室を企画グループが吸収し、三菱 UFJ 信託銀行全体のサステナビリティに関する取組みを統括している。なお、三菱 UFJ 信託銀行では持株会社と同様に経営会議およびサステナビリティ委員会を有し、サステナビリティに関する議論を行っている。また、三菱 UFJ 信託銀行では、受託財産における、サステナビリティに関する取組みも進められている。具体的には、受託財産部門においては責任投資推進室がアセットマネジメント事業全体の ESG に関わる調査研究・企画・推進活動の統括、ESG に係る広報・対外折衝、ESG 投資パフォーマンスの評価等を担っており、ESG 推進室では、受託財産の投資先の環境（E）・社会（S）・企業統治（G）に関する課題について対話や、議決権行使を行い持続的な企業価値向上を働きかけている。

グループ内で信託機能を有している唯一の金融機関として、信託を通じた環境・社会への貢献を行うために、再生可能エネルギー資産を対象としたリニューアブルトラストなどを立ち上げて、投資家への投資機会を提供するなどの取組も行っている。

三菱 UFJ 信託銀行外の専門知識を有する専門家との協業については、MUFG グループ全体の知見の共有、MUFG カーボンニュートラル宣言」を踏まえた MUFG グループのワーキンググループに参画し、グループ各社と情報交換間や優先課題の議論を行っている。また、社外の知見も活用し、今後の取組みに活かしている。

以上の通り、行内にサステナビリティに関して経営企画と連動して取組みを進めているほか、三菱 UFJ 信託銀行の取組みについて外部専門家の意見やグループ内の他社の取組みを踏まえた態勢を整備している。

以上より、三菱 UFJ フィナンシャル・グループおよび三菱 UFJ 信託銀行では、経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する社内外の専門家が組織としてサステナビリティに関する取組みに関与していると JCR では評価している。

■ 評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローン原則」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green1(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g2(F)	Green2(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g3(F)	Green3(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green4(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green5(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・梶原 康佑

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル